

check 確認しておこう！
申し込み手続き

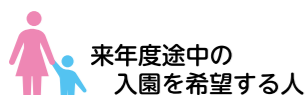
利用する施設によって手続きが異なります

幼稚園(*)、認定こども園 (1号認定)	保育園、認定こども園、地域型保育施設 (2号・3号認定)
<p>申込受付中</p> <p>※事前見学や説明会については、各園に直接問い合わせてください。</p>	<p>申込期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次 10月1日(月)～11月15日(木) ・2次 11月16日(金)～12月28日(金) ・3次 来年1月4日(金)～31日(休)
<p>入園申込書</p> <p>※認定こども園の申し込みをする場合は、申請する保護者の個人番号が確認できる書類と身分証明書</p>	<p>必要書類</p> <p>入園申込書、重要事項チェックシート、保育の必要性を証明する書類(事由によって必要書類が異なります)、申請する保護者の個人番号が確認できる書類、身分証明書</p>
<p>各幼稚園、各認定こども園</p>	<p>配布場所 申込場所</p> <p>☒保育課、☒子育て支援課、☒総務福祉課 常根出張所</p> <p>※申し込みに必要な書類は市ホームページからもダウンロードできます。</p>
<p>①幼稚園などに直接利用申し込み</p> <p>②幼稚園などから入園の内定を受ける</p> <p>③幼稚園などを通じて市に認定の申請</p> <p>④幼稚園などを通じて市から認定証を交付</p> <p>⑤幼稚園などに入園の手続き</p>	<p>申し込み手続き</p> <p>①市に「保育の必要性」の認定と保育園などの利用希望を申し込み</p> <p>②市から認定証を交付</p> <p>③希望や施設の空き状況により市が利用調整</p> <p>④利用先決定後、入園の手続き</p>
<p>手続き完了</p>	

※幼稚園のうち、新制度の仕組みに移行していない「すぎのこ三島幼稚園」に申し込む場合は、手続きの③と④は不要です。詳しくは広報なすしおばら8月5日号18ページを参照してください。

check 確認しておこう！
次の場合には・・・

該当する人は次の点に注意してください



来年度途中の入園を希望する人

来年度の途中で保護者の産休・育休期間が終わり、その時点からの入園を希望する場合も、期間内に申し込みが可能です。



出産予定がある人

平成31年度内に入園を希望する場合に限り、出産予定での申し込みが可能です。



各保育園・認定こども園・地域型保育施設の詳しい情報は
こちらから CHECK！

那須塩原市 保育園 検索



子育て
連絡帳

check 確認しておこう！
施設や認定区分

いろいろな施設の種類や認定区分があるけど、どう違うの？

	保育園	幼稚園	認定こども園	地域型保育施設
★ 特徴	就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設	19人以下の少人数で子どもを保育する施設
🎂 年齢	0歳児～小学校就学前 (2、3号認定)	満3歳児～小学校就学前 (1号認定、認定外)	0歳児～小学校就学前 (1、2、3号認定)	0歳児～2歳児 (3号認定のみ)
🕒 時間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施している。土曜日の利用も可能	昼過ぎ頃までの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施している	(2、3号認定の場合) 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施している。土曜日の利用も可能	夕方までの保育のほか、施設により延長保育を実施している。土曜日の利用も可能

認定区分	対象	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、昼間、教育のみを必要とする子ども (1日の教育・保育時間：4時間)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で、朝夕も含めた保育を必要とする子ども (1日の教育・保育時間：11時間または8時間)	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満で、朝夕も含めた保育を必要とする子ども (1日の教育・保育時間：11時間または8時間)	保育園、認定こども園、地域型保育施設

教えてみるひい Q.公立と私立の保育園の違いはありますか？

保育料は、公立・私立とも同じです。各施設ごとに特色がありますので、申し込みの前に見学をおすすめします。



Q.保育料以外にどのような経費がかかりますか？

用品購入費や保護者会費などががかかります。各施設ごとに異なりますので、詳細は各施設に確認してください。

check 必要です！
保育が必要な理由

いずれかに該当する場合、2号または3号認定が受けられます

- ①月48時間以上の就労 ②産前産後 ③保護者の疾病・負傷・障害 ④同居親族の介護
- ⑤災害復旧 ⑥求職活動中 ⑦就学・職業訓練 ⑧児童虐待やDV

※すでに①の理由で保育施設を利用している子どもについては、保護者が下の子どもの育児休業に入っても下の子どもが1歳になる日の属する年度末まで、①～⑧の理由がなくても引き続き施設を利用できます。

平成31年度

保育園
認定こども園
地域型保育施設

園児募集

10月1日
受付開始

問い合わせ
☎0287(46)5536